

平成18年10月

ＪＲ鹿沼駅・東武新鹿沼駅交通
バリアフリー

交通安全特定事業計画

栃木県警察本部

栃木県交通安全特定事業計画

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第11条の規定に基づき、また、鹿沼市JR鹿沼駅・東武新鹿沼駅移動円滑化基本構想に即して、「JR鹿沼駅重点整備地区交通安全特定事業計画」及び「東武新鹿沼駅重点整備地区交通安全特定事業計画」を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添周辺地図参照）

(1) JR鹿沼駅

JR鹿沼駅西口から鹿沼市役所・市立図書館・上都賀病院等までについての道路の区間

国道293号線、国道121号線、市道田町通り等（別添地図参照）

(2) 東武新鹿沼駅

東武新鹿沼駅東口から総合福祉センター・老人福祉施設かみつが等までについての道路の区間

国道293号線、市道0347号線等（別添地図参照）

2 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) JR鹿沼駅

ア 実施事業内容

既設信号機への視覚障害者用付加装置、高齢者感応装置の整備
（対象信号機18箇所）

イ 実施予定期間

平成17年度から平成22年度まで

(2) 東武新鹿沼駅

ア 実施事業内容

既設信号機への視覚障害者用付加装置、高齢者感応装置の整備
（対象信号機5箇所）

イ 実施予定期間

平成17年度から平成22年度まで

(3) 上記(1)、(2)道路の区間

ア 実施事業内容

- ・横断歩道上、バス停付近等における違法駐車車両の指導取締り
- ・視覚障害者用誘導用ブロック上等における放置自転車の撤去
- ・違法駐車行為の防止のための広報、啓発活動の実施

イ 実施予定期間

平成17年度から平成22年度までの6年度間

3 その他（交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項）

(1) 高齢者、身体障害者等からの意見の聴取

上記事業の実施に当たっては、ＪＲ鹿沼駅、東武新鹿沼駅、鹿沼市役所等を利用する高齢者・身体障害者、地元の住民、学識経験者・身体障害者関連団体の代表者等から聴取するため、これらの者を集め現場説明を実施する。

(2) 高齢者、身体障害者への情報提供

ア 音響信号機、歩行者青時間延長信号機については、その旨が判るよう表示板を設置するとともに、押しボタンの位置を判りやすいよう措置する。

イ 市と協力し、バリアフリーマップを作成し、配布する。

(3) 関係機関との連携の強化

鹿沼市交通バリアフリー基本構想策定に関する調整会議において、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行なうとともに、栃木県道路交通環境推進連絡会議において定期的に事業の検討及び点検を行う。

(4) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の導線を調査し、信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、交通流の秩序化が図れるよう、周辺道路へ与える影響等を含めて調査や見直しを実施して整合性を図る。

(5) 違法駐車行為の防止のための事業における配意事項

違法駐車を取り締まり、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して、重点的かつ、計画的に実施する。